







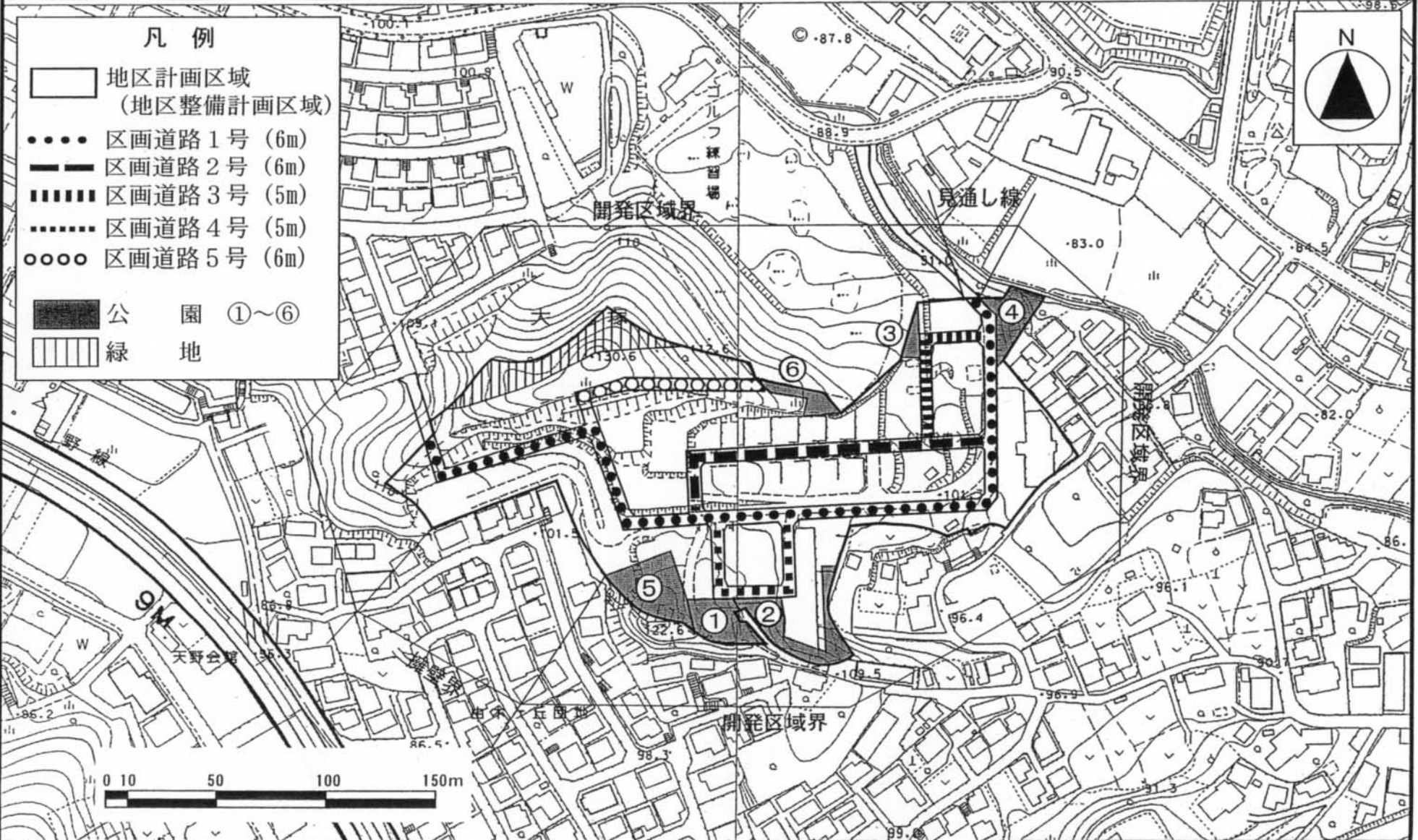


八王子都市計画地区計画 大塚八幡山地区地区計画 計画図 [八王子市決定]

凡例

-  地区計画区域
(地区整備計画区域)
-  区画道路1号 (6m)
-  区画道路2号 (6m)
-  区画道路3号 (5m)
-  区画道路4号 (5m)
-  区画道路5号 (6m)
-  公園 ①～⑥
-  緑地



八王子都市計画地区計画の変更(八王子市決定)

都市計画大塚八幡山地区地区計画を次のように変更する。

名 称		大塚八幡山地区地区計画								
位 置		八王子市大字大塚地内								
面 積		約 2.8 ha								
地区計画の目標		本地区は、開発行為により基盤整備が行われ、今後、戸建住宅を主体とした良好な街並みの創出が期待される地区である。そこで、無秩序な市街化を抑制するとともに、緑豊かなゆとりある住環境の形成と維持・保全を図ることを目標とする。								
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	低層戸建住宅を主体とした土地利用を進め、良好な住環境の形成を図る。								
	地区施設の整備の方針	開発行為により整備された区画道路及び公園等の機能の維持・保全を図る。								
	建築物等の整備の方針	良好な住環境の形成と維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限および建築物等の高さの最高限度を定め、建築行為等の規制、誘導を行う。 あわせて、緑のある街並み形成と防災面の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。								
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	6 m	約 410 m	既設	区画道路2号	6 m	約 160 m	既設
			区画道路3号	5 m	約 70 m	既設	区画道路4号	5 m	約 90 m	既設
			区画道路5号	6 m	約 100 m	新設				

		名 称	面 積	備 考	名 称	面 積	備 考
公 園		公園1号	約 340 m ²	既設	公園2号	約 720 m ²	既設
		公園3号	約 170 m ²	既設	公園4号	約 400 m ²	既設
		公園5号	約 590 m ²	既設	公園6号	約 180 m ²	既設
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅のうち3戸以上の長屋 2 共同住宅 3 寄宿舍					
	建築物の敷地面積の最低限度	150 m ²					
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.7m以上としなければならない。ただし、この距離に満たない位置にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。 イ 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内であるもの ロ 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの					
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は9mとする。					
	垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、門柱又はフェンスの基礎となる高さ0.4m以下のコンクリートブロック、石積等は、この限りでない。					

「区域及び地区施設の配置については、計画図表示のとおり」

は知事同意事項

〔理由〕用途地域の変更に併せ、区域の整合を図るため、地区計画を変更する。